

健保組合異動届に必要な提出書類一覧

【扶養の認定に必要な書類】

※状況により、追加書類の提出を求めることがあります

		提出書類					
		現況届	世帯全員の住民票 ※1	被扶養者とする理由書	収入に関する証明 ※2	学生証（写）又は 在学証明書	仕送り確認証明書類 ※3
配偶者		○	○	○	○		
子	18歳以上	○	○	○	○	○	
	18歳未満		○				
	18歳以上で 学生ではない方	○	○	○	○		○ 別居の場合
父母 （祖父母）	同居	○	○	○	○		
	別居	○	○	○	○		○
兄弟 弟妹・孫	同居	○	○	○	○		
	別居	○	○	○	○		○
義父母	同居	○	○	○	○		
	別居	被扶養者として加入できません					

※上記以外の3親等内の親族も、一定の条件を満たしている場合に限り、被扶養者として認められます。

※被扶養者認定条件を満たしていても、健保組合の認定を受けなければ被扶養者とはみなされません。

・子どもを扶養に入れる場合は、被保険者の配偶者の前年度分収入証明 下記記載※4が必要です。 ただし、配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は、省略することができます。

※1. 住民票

世帯全員の記載があり、続柄を省略せず、交付日から3か月以内のもの ※別居の場合は、それぞれの世帯のもの

※2. 収入に関する証明書類

・収入がある場合、該当するすべての収入証明を提出してください。	
・パート、アルバイトなどの勤労収入がある場合	「直近3ヶ月分の給与明細（写）」
・自営業	「課税証明書（写）」、「確定申告書(写)」、「収支内訳書(写) 」
・年金を受給している場合	「直近の年金支払通知（写）」、「非課税(課税)証明書（写）」
・雇用契約の変更等により収入が減収となった場合	1ヶ月の給与が分かる内容（交通費含む）の「契約書（写）」
・雇用保険失業等給付金を受給している場合	「雇用保険受給資格者証」の支給金額の記載があるもの（写） ※基本支給金額が、60歳未満の方は月額3,612円、60歳以上の方は月額5,000円未満であること
・傷病手当金、出産手当金、労災給付金等を受給している場合	支給日額が、60歳未満の方は3,612円、60歳以上の方は5,000円未満であることわかるもの（写）
・その他の収入	状況に応じた書類が必要です

・収入がない場合、いずれか該当するものを提出してください。

・無職、無収入の場合	「非課税(課税)証明書（写）」
・雇用保険失業等給付金を受給の延長をしている方	「延長通知（写）」
・その他	状況に応じた書類が必要です

※3. 仕送り確認証明書類

毎月の送金額が分かる、振込人・受取人氏名のある「金融機関の振込証明書(写) 」※手渡し不可

◎ 認定理由に関する証明書

・認定理由が被保険者と婚姻の場合	「婚姻受理証明書(写) 」
・認定理由が退職の場合	「離職票1・2」(原本確認後、返却致します) 「源泉徴収票(写)」：退職日がわかるもの または、「資格喪失証明書」：資格喪失日がわかるもの
・認定理由が失業給付等の受給終了に伴う場合	雇用保険受給資格者証に支給終了の印字があるもの（写）
・認定理由が傷病手当金、出産手当金、労災給付金等の受給終了に伴う場合	支給終了の分かる書類(写)
・認定理由が廃業の場合	「廃業届(写) 」
・傷病手当金、出産手当金、労災給付金等を受給している場合	支給日額が、60歳未満の方は3,612円、60歳以上の方は5,000円未満であることわかるもの（写）
・その他の収入	状況に応じた書類が必要です

※4

・子どもを扶養に入れる場合	被保険者と、被扶養者の配偶者の「源泉徴収票（写）」、「夫婦共同扶養について」（HPよりダウンロードできます） 但し、配偶者が当保険組合の被扶養者となっている場合は、省略できます
・その他	状況に応じた書類が必要です

【家族を扶養から外すときに必要な書類】

◎ 削除理由に関する証明書

・削除理由が就職の場合	「就職先で加入した健康保険組合の健康保険証(写) 」
・削除理由が失業給付等の受給開始の場合	「雇用保険受給資格者証」に支給開始の印字があるもの（写）
・削除理由が離婚の場合	「離婚受理証明書」